

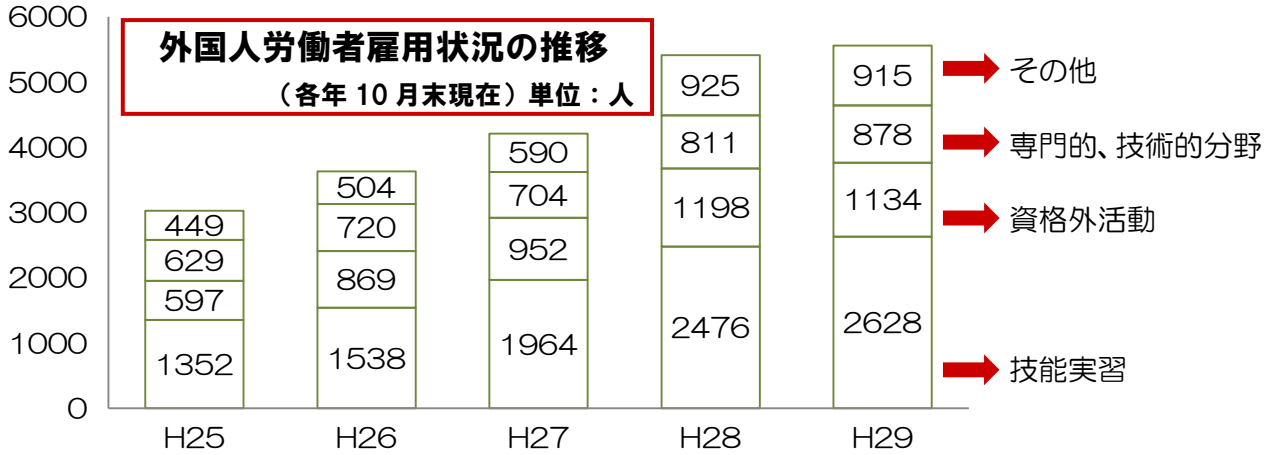
まえてつ通信 2nd

NO. 082 2018.12.4(火)

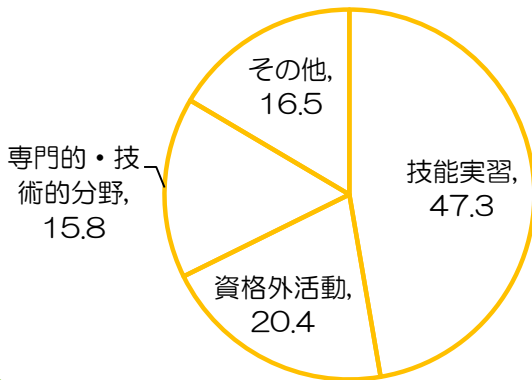
◎外国人特区構想を再検討しモデルの構築を

国会では入管法改正案の審議が行われていますが、本県の状況の概略をお知らせします。

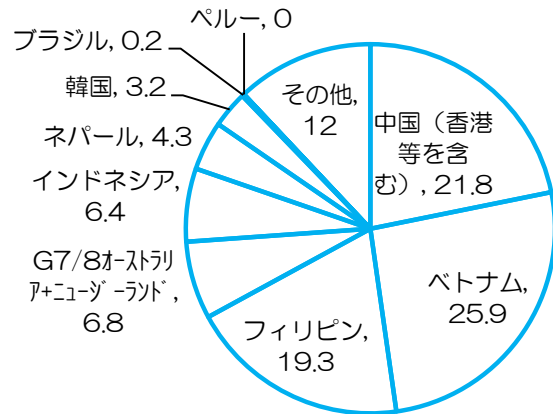
長崎県における外国人労働者雇用状況



在留資格別でみた外国人雇用の割合 (H29年 10月末現在) 単位：%



国籍別でみた外国人雇用の割合 (H29年 10月末現在) 単位：%



全在留資格者 5555 人 (H29.10 現在) で、地域別では 長崎 (2569) 佐世保 (916) 諫早 (945) 大村 (242) 島原 (501) 江迎 (231) 五島 (66) 対馬 (85) うち、わが国独自の制度で問題視されている「技能実習」については本県の在留資格者では諫早 65.4%、島原 82.6%、江迎 62.1% と高い数字となっており、その多くが製造業や農業に従事しているものと思われます。一方佐世保、大村では資格外活動、いわゆる留学生が多くを占めています (長崎は技能 39.8%、資格外 20.4%)。

また国別で特徴的な傾向はフィリピン 592 人/1072 (55.2%)、ベトナム 971 人/1437 (67.6%) と技能実習生が多いのに対し、ネパールは 199 人/241 (82.6%) が留学生で技能実習はわずか 3 人のみです。ちなみに G7/8+オーストラリア+ニュージーランドでは技能実習生はいません。

私が感じる一番の問題点 (課題) は技能実習生の送り出し機関、受け入れ機関への行政の関与が薄いためきちんとした民間事業者がある一方、そうでない悪質な事業者がいるために低賃金や劣悪な就労環境、人権侵害が起こり、制度自体が悪いように報道されているのではないかとという点です。

諸外国の同様な制度を調査するなかで、国が積極的に関与する韓国がモデルケースになるのではないかと私は思っており、本県においても同制度を県レベルで運用できないか、早速年明けに民間事業者と行政を引き合わせて研究をスタートします。